

## 金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 26 年 5 月 14 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成26年4月25日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

### 記

#### 1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者がこれらの行為を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

#### 2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法における「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、保険業法第3条第4項各号又は第5項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。

民事法上、保証は保険とは異なる取引類型であると整理されており、保険業法における保険業も、基本的には保険取引を対象とするものであるから、対象となる取引が民事法上の保証に該当するのであれば、保険に固有の方法を用いることなく当該取引を行う事業を保険業法第3条第1項に定める免許を受けずに行ったとしても、原則として同項に違反することにはならない。

照会者が将来行おうとする業務（以下「本件業務」という。）は、建物賃貸借契約が締結される際に、賃借人から委託を受けて当該賃貸借契約に基づく当該賃借人の賃貸人に対する賃料債務等を連帯保証する事業であり、照会者が当該賃貸人に対して代位弁済した後は、当該賃借人に対する求償も予定されている。

したがって、本件業務がこのような民事法上の保証にとどまり、照会者がこれらの行為を保険に固有の方法を用いて行ったものでない限りにおいては、内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではない。

以上